

教育訓練給付制度

給付金

2023年4月1日現在

(特定一般教育訓練給付金について)

特定一般教育訓練給付金とは、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、もって雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が支払った入学金及び受講料の40%(上限20万円)がハローワークから支給されます。

※被保険者とは一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、同様です。



①② 支給要件照会手続 任意

教育訓練給付金の支給対象者(支給資格者)は、次のイまたはロのいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

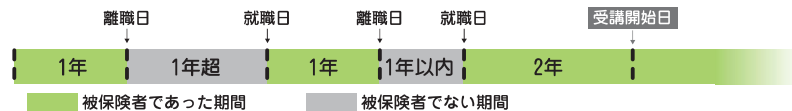
イ、雇用保険の被保険者(在職者)…雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上(初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年以上)ある方

ロ、雇用保険の被保険者であった方(離職者)…被保険者資格を喪失した日(離職日翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長あり)、かつ支給要件期間が3年以上(初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年以上)ある方

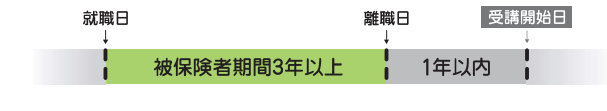
※支給要件の確認は、本人の住所を管轄するハローワークでご確認ください。

Point 被保険者期間3年以上とは…

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となる



(例) 3年以上被保険者であった期間があり、離職から受講開始日まで1年以内



※被保険者期間が途中で中断していて、その中断期間が1年を超える場合には、中断以前の被保険者期間は通算されません。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。このため、新たに支給資格を得るためには、過去の受講開始日から3年以上の雇用保険の被保険者期間が必要となります。更に平成26年10月1日以降教育訓練給付金を受給した場合は、その受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることが必要となります。

③④ 受給資格確認申請等<受講前の事前申請手続> 必須 (注意) 原則、受講開始日の1ヶ月前までに手続きが必要です。

受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングにおいてジョブ・カードの交付を受けた後、ハローワークで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブ・カード等必要書類をハローワークへご提出ください。

⑤ 受講申込 『受講申込書』の給付金申請欄を記入し、大原各校の受付にてお申込みください。

また、インターネットからお申込みの場合は、教育訓練給付制度対象コースをご選択ください。申請は1指定講座となります。

特定一般教育訓練をご利用の方は、教育訓練給付金(特定一般教育訓練)受給資格確認通知(コピー)をお申込み時にご提出ください。

※身分証明書(運転免許証等)をご提示ください。インターネットまたは郵送申込みの場合は、コピーの提出が必要です。

⑥ 受講開始<修了要件>

介護職員初任者研修

- ① スクーリングにおいて100%出席すること。
- ② レポート課題等において、100点中70点以上得点すること。
- ③ 全科目の知識・技術等の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して実施する修了筆記試験において、学校規定を満たす得点すること。

⑦ 支給申請書類送付<受講修了> 修了要件を全て満たした方には受講修了後、1週間以内に給付金の支給申請に必要な書類を郵送いたします。この期間に届かない場合はお問合わせください。

⑧ 支給申請手続 当校から郵送されてきた支給申請書類等の必要書類を、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に本人の住所を管轄するハローワークに提出し、給付金の支給申請手続を行なってください。

※申請期限内に申請を行っていただくことが原則ですが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(受講修了日の翌日から2年間)について申請が可能です。

⑨ 決定通知<給付金支給> 受講のために受講者本人が支払った入学金及び受講料の40%相当額(上限20万円)が支給されます。

■ 特定一般教育訓練指定コース

介護職員初任者研修

指定施設名	指定講座番号	講座名	スクーリング会場	受講期間	開始日~修了日
大原医療福祉専門学校	0120066-1920013-2	介護職員初任者研修	札幌	4ヵ月	2024年12月 1日~2025年 3月23日 2024年 4月14日~2024年 8月 4日
		介護職員初任者研修	水道橋	4ヵ月	2024年 7月20日~2024年11月 9日 2024年10月27日~2025年 2月16日
大原医療秘書福祉保育専門学校	1320899-1920013-5	介護職員初任者研修	町田	4ヵ月	2024年10月26日~2025年 2月15日
		介護職員初任者研修	立川	4ヵ月	2024年10月23日~2025年 2月12日

※介護福祉士実務者研修(ホームヘルパー1級取得者)については、03-6261-1371へお問い合わせください。

※厚生労働省の指定基準の見直し等により、指定コース等が変更される可能性があります。

適用コース・手続き方法についてのお問合せ
各校において指定コースが異なります

【東京水道橋校給付金課】 ☎03-3237-8067
各受講希望校受付